



# 神石高原町ふるさとふれあい事業基金

神石高原町

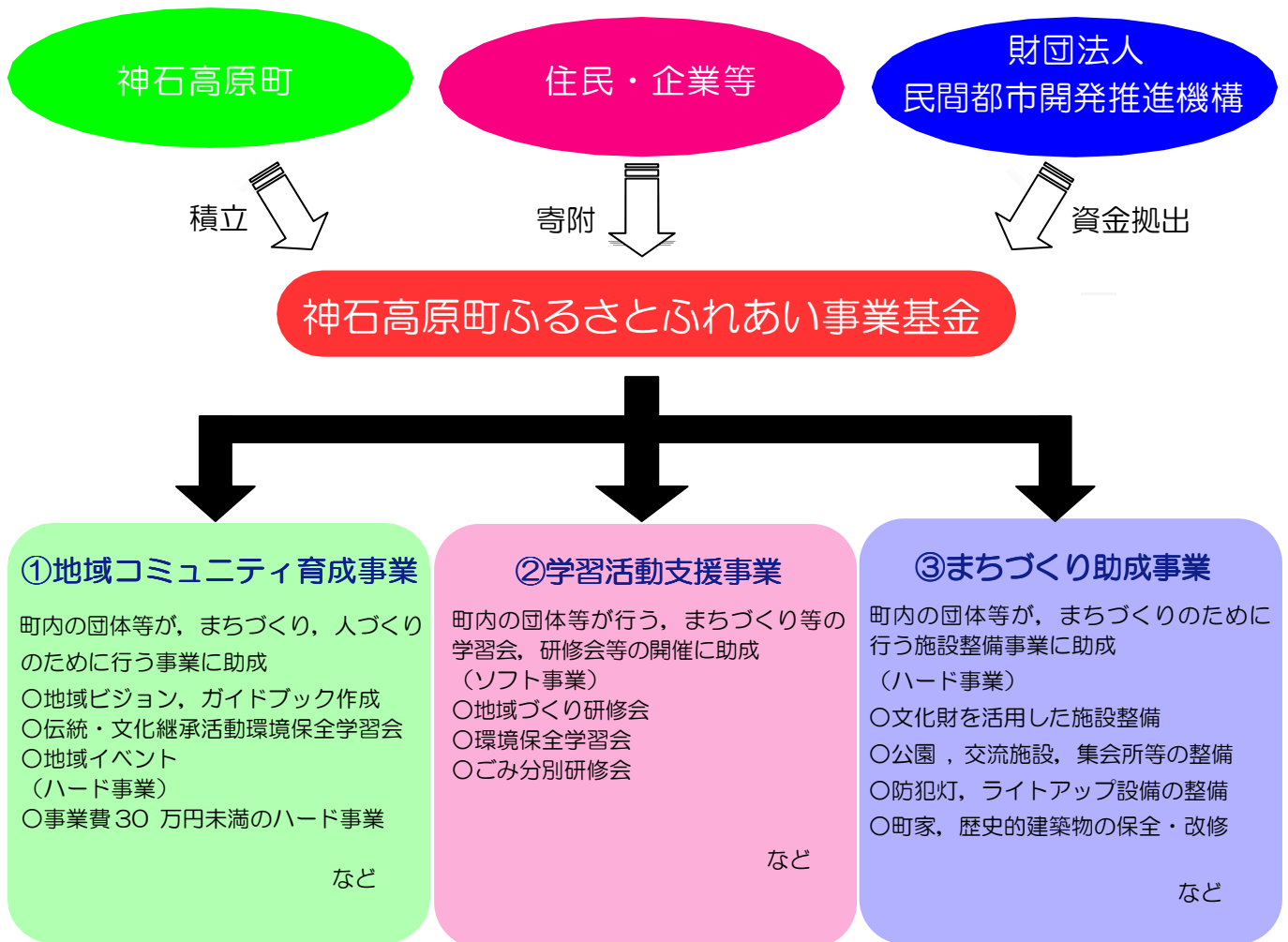
## 【神石高原町ふるさとふれあい事業とは】

神石高原町は、「人と自然が輝く高原のまち」を目指し、個性と創造に満ちたまちづくりのために行う事業を支援しています。

平成20年度からは、町民の皆さんや企業等の方々からの寄附と（財）民間都市開発機構からの資金により、新たに施設整備（ハード）に係る事業「まちづくり助成事業」を加え、支援の幅を広げています。

地域活性化のためにぜひ「神石高原町ふるさとふれあい事業基金」をご活用ください。

## 【神石高原町ふるさとふれあい事業基金の概要】



## 【①地域コミュニティ育成事業】

- 町内の団体等が、まちづくり、人づくりのために行う事業に助成  
地域イベント、交流事業、振興会活動、事業費30万円未満のハード事業など
- ・ 助成金額は、対象事業費の原則8割以内



## 【②学習活動支援事業】

- 町内の団体等が行う、まちづくり等の学習会、研修会等の開催に助成
- ・ 助成対象は、必要経費のうち講師及び指導者の謝金及び旅費（宿泊費を含む）
  - ・ 助成金額は、1件当たり10万円を限度



「①地域コミュニティ育成事業」と「②学習活動支援事業」の助成は、地域コミュニティ育成事業審査会（=自治振興会の各地区支部）の審査により決定します。  
（町内4地区ごとに予算の範囲内で事業を実施します。）

## 【③まちづくり助成事業】

平成20年度から新たに始まった制度です。

### ○ 助成対象者

- ・ 町内の公共的団体
- ・ 町内で活動を行う任意団体、組織
- ・ 活動拠点を町内に持ち、住民と一緒にまちづくりを行う団体
- ・ その他町長が必要と認める団体



### ○ 助成対象事業

- ・ 地域資源を活かしたまちの活性化にかかる事業
- ・ 町民活動や地域コミュニティの促進に関する事業
- ・ 防犯対策の促進にかかる事業
- ・ その他特に必要と認められる事業

【例】公園の整備、地元材を活用した施設整備、町家の再生、文化財の活用、地区民交流センター、ふるさと応援団活動拠点整備、地域ぐるみで行う街路灯・防犯灯整備、環境に配慮したライトアップなど

### ○ 助成対象事業費及び助成金の額等

- ・ 助成金額は、対象事業費の原則8割以内、助成限度額500万円  
（利用者が限定される施設整備（班の集会所）に係るものは原則5割以内、助成限度額300万円）
- ・ 助成対象期間は、1事業あたり当該年度以内
- ・ 申請状況によっては、助成率、助成額の変更もありえます。

#### 対象とならない事業

- ・ 専ら営利を目的とする事業
- ・ 宗教的又は政治的宣伝意図を有する事業
- ・ 公序良俗に反する事業
- ・ ソフト事業のみ行うことを目的とする事業

### ○ 助成金交付基準等

- ・ 助成金の交付は、神石高原町まちづくり助成事業審査会の審査により決定
- ・ 助成金の交付を受けた団体は、翌年度以降、活動内容を審査会へ報告すること

町民の皆さんや企業等の方々からの寄附と（財）民間都市開発機構からの資金の範囲内で事業を実施します。



## ○ まちづくり助成を受けるための手続き

### 申請書の提出

助成を希望される方は、申請書等に必要事項を記入し、必要資料を添付して神石高原町企画財政課へ提出してください。

### 受付期間

当該年度助成分を毎年度4月15日～6月30日まで受け付けます。

### 公開審査会

助成希望者は、申請内容を「まちづくり助成事業審査会」で説明していただきます。審査の状況は原則として町民に公開して行われます。

※一部プレゼンテーションの必要ない事業もあります。

### 助成先の決定

公開審査会において、助成先、助成金額等を決定し発表します。詳細は別途文書により申請者へ通知します。

### 助成金の交付

助成が決定した場合は、40%以内で助成金の前払いが可能です。

### 活動結果の報告

助成金による施設整備の結果は、「実績報告書」を提出していただきます。

さらに、施設整備後の活動成果について、翌年度以降「まちづくり助成事業審査会」へ報告します。



本事業は、国や町の資金を活用していますので、虚偽の申請により助成を受けたとき、特段の理由なく助成対象事業を行っていないとき等には、助成金の返還を求めます。



### 【お問い合わせ先】

神石高原町

企画財政課

〒 720-1522

広島県神石郡神石高原町小島2025番地

TEL:(0847)89-3332

FAX:(0847)85-3394

E-mail:jk-kikakuzaisei@town.jinsekikogen.hiroshima.jp

油木支所 町民課

TEL:(0847)82-0211

FAX:(0847)82-0406

神石支所町民課

TEL:(0847)87-0211

FAX:(0847)87-0340

豊松支所町民課

TEL:(0847)84-2211

FAX:(0847)84-2463